日本書紀

八七

太政官文庫
和書門
類 八四九八
函 一〇二
架 一
冊 二〇

内閣文庫
和書
類 八四九八
號
函 二〇
冊 一三
架 五

内閣文庫
番號 和 8498
冊數 20 (5)
函號 137 4

日本書紀卷第七

大泊瀬幼武尊

雄略天皇

廣瀬氏藏書記

国立公文書館
National Archives of Japan

日本書記卷第七

大足彦忍別天皇（おほたらしひこおしわけのすめらみこと）

稚足彦天皇（わかたらしひこのすめらみこと）

景行（けいこう）天皇

成務（せいむ）天皇

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫
昌平坂学問所
日本書紀

大足彦忍別天皇　景行天皇

[illegible]天皇を活目入
彦五十狹茅天皇と名付給ふ
子多り母を[illegible]媛命と申す
丹波乃道主王の[illegible]

[illegible]天皇三十七年[illegible]皇
太子と多り給時[illegible]
九十九年春二月い
く[illegible]入[illegible]天皇崩[illegible]
元年秋七月[illegible]

冊の日太子あまつ日継を定給ひ
給てとしあらためて元こゝろ
かゝるを元始
二年春三月元始えいめの初清ちの元年
此日ちう海の稲日の大郎姫一云稲日雅城郎姫
きさきとなし給ふ二ちう
此こゝ男第一に大雄皇子
ちう男第二に小雄尊と申す
一書云ちう元こゝ生

海氏其第三に海ちの底ひ中ゝ海の命と海氏
其大雄皇子小雄尊一日ゝ抱
て双こゝ生ませる天皇あ所しめ海て
雄ふたけいたまひき故ゝ其二ちに
乃王に名付ゝ大ちう氏ゝ海ゝ氏
このちう氏のみこの海ゝ氏名い日本童男
まのい日本武尊と申ちう氏ゝて幼
をゝまいをゝまいをゝ海氏あこ氏ちうゝ
あのんてゝちうむゝ氏ゝ多長一氏

元年春二月かのえとらの朔きのえ國ゝ
一年春二月かのえとらの朔きのえ國ゝ
ゝ
ゝ

海人とりしめ 乗興 ゆきくれ給て 家を
ゆきうせ給 竹林 かくれぬ
天皇 ひめ いく
泳宮 こい
時 ひめ 真鯉 乃あそび
ひめ
天皇 すぶ めて
ひめ 夫婦の

みちをいそ給 今かゝる
被 吾 あ 則ち
天皇 妾 性
道 いまあ
乃 おもの 惟葬
の中に
ふ所 稚児
火 えん
妾 姉 海 名 八坂入媛 海

天皇の御子に坐す
忍熊皇子（ささきのみこ）
皇后宮に御子給ふ
天皇
崩御の後
皇后
妃
七人
男
御子
生ませる
第一に
天皇
第二に
五百城入彦
押別
忍足別
第三に忍之
別
第四に
第五に大酢別皇
子
第六に
淳熙手
第七に
第八に
皇女
第九に
磐衝
第十に
五十狭城彦
第十一に
吉備兄彦
第十二に
高城
入彦
皇女
第十三に
皇女
妃尾氏（おうのうじ）
三尾氏旧事本紀
の妹水歯郎媛（いすはのいらつめ）
五百
河媛（かわひめ）
皇女に生ませる
次に妃
五十

くしの尼こと伊勢の世入ひこのみこと誠生まれ
る真兄のみこと是さぬきの國道
うこと伊勢なり第いなる世皇子ひこのみ
こられたる國の別乃ち伊勢なり次
の妃阿倍氏木事むすめたるたひ兄女
弟國凝別
なりたるみこと誠生まれる是伊
よの國乃御村のまたのこと誠なり次
の妃日向乃髮長大田根ひこうそ川ひこのみこ
誠生まれる阿手君のこと乃なり

次乃妃襲武媛くしのたけひめ國乳別國背
まうけたること一云宮道ひこ豊戸別乃ち子誠生
まれる兄くしまたのみこと是水
沼別乃ち伊勢なり第こと皇子
こと是記の書乃ちけのこと伊勢なり走大
皇乃記ひこしめすこのこと前後
八十ちらの尼こと誠是走天
こと皇の尊ちの者ひこと記天皇五百城
入彦乃みこと誠なりてのこと七十あまりのこと

この國郡小村にて御の[illegible]其國よゆゑ
む故今時より[illegible]諸國乃別[illegible]
[illegible]乃苗裔[illegible]の月天皇
[illegible]國造名ハ神骨[illegible]むすめ兄[illegible]名も兄
遠子[illegible]
國色
[illegible]大雄命
時ゝ大[illegible]命
後命

[illegible]冬十一月[illegible]乃
翔桑與[illegible]の國より[illegible]
[illegible]經向ゝ都[illegible]日
代宮[illegible]

十二年秋七月熊襲[illegible]
[illegible]八月[illegible]の翔[illegible]
の[illegible]日[illegible]九月[illegible]
元年の翔[illegible]の日[illegible]の
[illegible]天皇[illegible]

賊（あだ）

先年（さきのとし）日乃（の）や武諸木國（たけもろきくに）前臣（さきのおみ）乃（の）や

物部（もものべ）君乃（の）や夏花（なつはな）以（もて）

以（もて）女人（をんな）神（かみ）

喜多

天皇（すめらみこと）乃（の）

磯

賢

上（かみ）

八郎

下枝

参向

殘賊

鼻高

谷（たに）

[illegible]あり[illegible]荒狭乃川上[illegible]
[illegible]結
二区耳[illegible]
[illegible]
[illegible]人民
[illegible]是御木乃川上[illegible]三区麻剛
[illegible]
川上[illegible]四区土折猪折[illegible]
[illegible]縁野
乃川上[illegible]山川乃[illegible]
[illegible]
[illegible]この四人その拠[illegible]要害

乃地[illegible]故[illegible]
春屬
一度乃[illegible]
[illegible]皇
命
[illegible]給へ[illegible]給[illegible]武諸木小先
[illegible]
[illegible]
物[illegible]
区[illegible]己[illegible]
[illegible]詠[illegible]天

皇城井より清水にいたりて
の又もの くらべ
行宮をもうけて下り給ふ故其所にて
京へ上り給ふ冬十月 頑田国へ
地形いろくあれども
女人をんなの清水にて速見乃むら
一度のいくさの其天皇のみゆき
給ふ

豊前

石宮

給ふ大ないちやくの神をみのはちやや
下り給ふ乃清水にて
ちやや上り給ふ一ぱ青く二ぱ白く
ぱ上り給ふ直入郡乃神を野
ぱ三ぱ清水にて一ぱ山猿
ら上り給ふ二ぱ八田に三ぱ
下り給ふ五人をなじ人
りちの清水にて多なる
らくにて上りて清水にて山
ぱ大ないちやくの神をみのはちやや
下り給ふ乃清水にて
ちやや上り給ふ一ぱ青く二ぱ白く
ぱ上り給ふ直入郡乃神を野
ぱ三ぱ清水にて一ぱ山猿
ら上り給ふ二ぱ八田に三ぱ
下り給ふ五人をなじ人
りちの清水にて多なる

[illegible]皇命[illegible]
[illegible]あ
[illegible]あ[illegible]
天皇[illegible]給[illegible]
来田見乃[illegible]
室[illegible]
[illegible]海[illegible]
兵[illegible]
[illegible]我兵[illegible]
[illegible]山野[illegible]
[illegible]後乃[illegible]

[illegible]海石榴[illegible]椎[illegible]
[illegible]兵[illegible]
[illegible]卒[illegible]
[illegible]山[illegible]
[illegible]卅[illegible]
[illegible]川上[illegible]
[illegible]黨[illegible]血[illegible]
[illegible]踝[illegible]故[illegible]
乃人[illegible]
[illegible]市[illegible]
[illegible]処[illegible]血田
[illegible]猴[illegible]

俚(たく)の神なく山なる時はあくがれいるやよし
しかるに山ようれし水流いる友軍乃まえ
くれ〳〵なる雨にて天皇まく城原に
うつりまして水(ミ)乃ほうに居
られたもう無なくへて先八田(やた)野
ようにて御ほう川にて手猟元ちなめて
ちるまして明日はくうんに御
兵たるれもゆるに給をそれたるのに
う洞谷(ほらだに)にあちつくて死(しまの)天皇ちに先

あくなくうんに給へるうくに柏(うはを)峡の大野
よ風ちう給へその野に石あり長六尺ちう
さ三尺あれくに一尺五寸天皇祈(うけい)てけく御
くく腰ちくに御ちうんをふ
ちくに御ちふに石なるあるくに柏葉
のくくちりて行ちまくれ
なるまちくちくて
あるあまくちくに故その石なるを重(むく)階石
こいるちうに特ちいるる神いに

紀ともうす神なる物部直入神
なる中臣氏神三輪氏神まる十一月
ひうが國よりうつりまして行宮にまして
もてこうるすもあるくこれに高屋宮とまう
十二月うが氏なるの朝臣のもとなる日
熊襲（くまそ）にうめんとおもうて小天皇
まもりきみ武内宿禰をもて服
ちはやぶる襲（そ）氏國より奉（孕文）進（麻）人を熊襲（いさほ）を楽師

者なりとまうさへきなりうが氏
國をまけるまいりてまの其はたらきのあり
ものうが氏はくまそあるとまうす
ちはやぶる氏國をうばひ兵をもて
うちまうさんとおもうてあるものから
百姓
下はまいりまいるものいまだ
氏國にもをんなをもてまうさ
まもりうがはまうさんとまうす一熊襲
のあるまうさんとまうす
泉師

市乾麻文と申す第に市麻文と申す
[illegible]心を[illegible]
[illegible]帝に尺せて麿下
[illegible]その[illegible]
[illegible]の慶に[illegible]
[illegible]又[illegible]
[illegible]天皇に
[illegible]可[illegible]
[illegible]に[illegible]幕

下に[illegible]て天皇[illegible]
[illegible]給時に市乾
鹿文天皇に[illegible]
[illegible]熊襲[illegible]
[illegible]
[illegible]兵に[illegible]
[illegible]家
[illegible]市
[illegible]父に[illegible]麻
[illegible]父乃[illegible]

[illegible]兵一人[illegible]熊襲衆師
[illegible]天皇[illegible]其[illegible]
[illegible]
[illegible]市乾鹿文[illegible]給[illegible]
[illegible]の造[illegible]
十三年夏五月[illegible]襲國[illegible]年[illegible]
[illegible]宮[illegible]
十六年[illegible]其國[illegible]住人[illegible]
[illegible]御力媛[illegible]

妃[illegible]給[illegible]皇[illegible]生[illegible]
[illegible]國造[illegible]
十七年春三月[illegible]丹農
[illegible]日子陽[illegible]
の小野[illegible]あ[illegible]給[illegible]時[illegible]
[illegible]望[illegible]左右[illegible]
[illegible]國[illegible]日[illegible]出る方[illegible]
故其國[illegible]日向[illegible]
日野中に大石[illegible]京都[illegible]

[illegible]給て歌[illegible]

[illegible]

[illegible]

いはくこの太御食（おほみけ）をもてまゐらんとするふ
よりて其やつかれをあらはさんとて夏四月を
以て入いぬの月朔に紀伊国熊野（くまのゝあら）の日熊縣（くまのあがた）よりいり
て其祈小熊津彦（をくまつひこ）といふもの兄弟二人
をもて天皇兄えくまをもとめ弟をもとめ
たまふに弟えくまをもとめたまはず故兵を
もちて誅したまふ此時えくまの云はく
乃日海路（うみつぢ）より行（ゆく）

時に山部乃あしこ
乃（の）をひとりもとめ（進食）たまふ
あるをもとめたまふの時に水（冷水）をもとめ
て天神地神に祈（のみ）たまふ
たちまちに雨ふりて
なるかみ鳴（なる）故に雨
以て水鳴（みなり）といふ
今に水鳴（みなり）

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]の物日あしきよりて
船をもつて[illegible]国よりいでんとほとをらるる
日くれ夜くらくなりぬれば[illegible]はうんのうちに光
[illegible]の火乃ごとくあり天皇
扶抄者[illegible]飛[illegible]走りて[illegible]火
の[illegible]処[illegible]火[illegible]
ゆくにまなこをもつて[illegible]
天皇の火乃ひかりを知[illegible]
[illegible]何[illegible]国人[illegible]

[illegible]是を八代乃[illegible]豊[illegible]
[illegible]の火をこれ人乃火をとる[illegible]
[illegible]主[illegible]
[illegible]人の火[illegible]故
の国に名[illegible]六月[illegible]
乃中[illegible]朔[illegible]日高来乃[illegible]
[illegible]国[illegible]時[illegible]
乃所の土[illegible]給
[illegible]代[illegible]日[illegible]国[illegible]郊

原に御ますとなくして人の居る人を天
皇はあはれとおもほしてこの國の人あるや時に二人
しらせ神をあはれとおもほしてこの川
のめぐりに人を分て人を化して
ていたりてすなはち吾二人をあはれ
むべし人なるべし故に國ぶりの事を河萩
とのたまはく秋七月の朔にあたりて
の日にあたりて人ちの國御木にいたり
て高田の行宮にある時に

ぬれたる樹あり長九百七十丈ばかり
さしたる樹ばかりにあるを時に人歌
よみて云
あをによしなにはの海に浦をなみ
伊勢をの海人の
なるを天皇聞給て是いかに
いはるるあるべきなりてまた
なるこれを歴木なりむかしいまの
世にあるべきなりと日ばかりあるべきなり

[illegible]杵嶋山[illegible]少日[illegible]
[illegible]山[illegible]日[illegible]
天皇[illegible]樹[illegible]木[illegible]
故この國[illegible]御木國[illegible]
[illegible]日八女[illegible]
[illegible]前山[illegible]南[illegible]
粟[illegible]
[illegible]山[illegible]
[illegible]神[illegible]

山[illegible]水沼[illegible]
猿大海[illegible]
[illegible]山中
[illegible]故八女の國[illegible]
[illegible]八月[illegible]日[illegible]
膳夫
盛[illegible]人[illegible]盛[illegible]
[illegible]字羽[illegible]的[illegible]
[illegible]佐

蟲ゝ有りて多く深刻ゝ
十九年秋九月丁巳朔己未の乃
甲午日天皇日向より還り給
二十年春二月己巳の朔己未に
日向に幸して天照太神
に謁給
二十五年秋七月丁巳朔乙酉の朔乙酉の
日武内宿禰に命じて北陸と
東方と地形を視しめ給
百姓

あるゝ所を巡り視て奏聞せしめ給
二十七年春二月己巳の朔己未の乃
日武内宿禰東国より還り
て言上せしめ中
日高見国人あり
なり
蝦夷

過境成ぬ冬十月
[illegible]朝[illegible]日やま
[illegible]尊成まく熊襲成[illegible]
時に年十六にして日本武尊成[illegible]
吾[illegible]
[illegible]其[illegible]
[illegible]
[illegible]国
[illegible]尊成[illegible]の人

宮戸彦成[illegible]第彦公成[illegible]故[illegible]
[illegible]石[illegible]
[illegible]田子乃稲置[illegible]乳近[illegible]
[illegible]尊[illegible]十二月
[illegible]国[illegible]給[illegible]
[illegible]地形[illegible]倭易[illegible]
給時[illegible]
名成[illegible]取石鹿文[illegible]川上成[illegible]
[illegible]師

いとうしたる御のうへ宴うち
あそばしたるに尊うなん
きこえをきあれば
まゐて川上のたけまる宴の時はうつも給
まゐ　剣は裃のうらふとうへ川上
はれものうくけれ室に入まゐて女人に
中にまゐあるに川上乃うへはるそれを見
れうもの見えて　答姿
はれなりしてこの川はのまゐけ

めてあるに侍ふる時は夜ふけ人うも
ねまゐぬ川上乃うへはるはうえはれ
御まゐあけの尊えんそ中に剣はれ
て川上はあけまゐ　裃　給ふ
死ふて川上はあけまゐ
まゐて侍あまゐ吾ものまゐも時は
まゐあるに尊はまゐはれ侍
たまゐ川上はあけまゐ侍
くいはへえまゐ渡人をえ

なく吾もこれ大皇成天皇皇子なり名ぶを
日本童男といふなり川上のたゞまくは
うしてまさしく此川の中に是國乃中に
ちの元なりこれ強力者諸人我
堪のごとく元のごとくまことに威力当時
なりやいかれ多よりもひとしく武力
もいまゝにこれのこゝろ海をすこ
あゆもこゝに海まで海のいはまくロ
て尊号ゆゑてまことにゆゑたよ

そんやゆゑそんこれあるよ皇のそこ海
て海ゝこゝ今ようゆゑこゝ皇子海の
まゝてまたこゝ日本武皇子ゝ稱まゝ
海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ
こゝて海ゝ給よ故いまゝ海ゝ海
海まゝ尊稱まゝ
海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ
海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ
海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ
海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ海ゝ

知まつかふらへりまつる吉備（きびの）よりのぼりて
あるは海路をもとる天慶よりあり神あり
ぞなりとこそ云ふなれ雑波（ざつは）の
あれふらるるは柏原（かしはばら）の齋神
ぞと侍しかば
二十八年春二月まつりごとの朝やまと
あけは尊くまつりごとは平（むけ）しかたらふ伏海
てあめまくやれ天皇（すめらみこと）の神霊（たま）
ふりて兵船（ふなぶね）一あまりあけてゆくる

小さき海そなれ船（ふなぶね）のあらみたる武（たけ）ぞ侍
しかくそれ国（くに）は平（たひら）にして西（にし）の海（うみ）
ぞてまつりまつりあめ百姓（おほんたから）の事
あるべし吉備（きび）あるものの神（かみ）
雑波（ざつは）の神（かみ）ぞ
ぞなりあるものの毒気（どくき）
人ぞくる海（うみ）の底（そこ）なしにして禍（わざはひ）
ぞなる故（ゆゑ）に其（そ）の神（かみ）ぞ侍
まつりなるべし水陸（くぐ）

海に給天皇のおやたちはかみよの
いきのかみのめの給てさきもる愛たまふ
四十年夏六月東夷多くそむき過境
さかひをかすむ秋七月こしのくにより
翔ける物のえいぬの日天皇まもりきもち
ふかくこれをうしなはんと今あつまの
國国をつくりてあり神多くある
海に蝦夷あらくそむきまつろはず
あめのみなかぬしの神誰人かまつ

らもて其みくれば むかしをんまもりきみたち
を雄ばやくし給へ まつりごとをしたまふ
成海にたゆけ尊のまつりたまひしれ
を先なるこの所に先る西ばらにいたりき
これ伐いのちを大こしの事なく
時に大こしをおこして弟中にもひか
くれ海せばみつひばくして先まつり 未
こさむらひを天皇せめてけ西ばらいる 世
しめ一のさきをばかるあるこの海かた

不欲

[illegible]

[illegible]

[illegible]

去年の秋東の方の中より来れ
る者の言ふ事あめし海ありて丈
子ありたる人冬いまだ来らず宿
来らず操なき毛物ども中
血なしあることなし山
ある所に見
ものを忍
を来らしあり怨
むくゆべし筋なし頑嚣
あり
あり中にとまりこの
あり遥果あるいは農業
なしの中にあるひとつ草
草なかれ人なし王化
山に入故いまだ人なし若姿
ちのうちあり人あり
ものあり

たるのみよくあれ共そのそこなわるゝ事を知
ものゝ秋子よりむしろ実いまだ神人なる
ゆゑ是はまつ天代暗あるべきなくて不敵
なる国代のたれあるべきなるい給ひて天あ海
代初たまひ松たまひ宗廟代たくさまの業
すくこと天下いまるべき海代天下なり
このくらいまさまれたまひ海の位なり神
のたくいふうくめたくうまひ海ものたくあもんを
なるてうく海まひ代さまうまけるゆゑ

ありて初めなりまいつまもしなりて
海まるふうくしまひ代まもしまひ代
まるまるまるまるまるまるまるまるまるまる
まるまるまるまるまるまるまるまるまるまる
まるまるまるまるまるまるまるまるまるまる

三人　鈴

熊襲（くまそ）の国に

再拝

徳教

霊

首

天皇に

吉備（きび）に

武彦（たけひこ）と大伴（おほとも）の武日連（たけひのむらじ）とを遣（つかはし）て命（みことのり）

尊を

七掬脛（なつかはぎ）

給冬十月

日向（ひむかの）

神（かみ）

尊

給て

倭姫命（やまとひめのみこと）

天皇に

詠

[illegible]

[illegible]尊[illegible]

[illegible]

[illegible]

たちまちに生てよりてするわざをなしたる
て故に氏劔はなはだ草蘇（くさぶく）といふ也
王氏はなはだ怒りあるむのれたる
ものをもてくくしくそれあるをもやく
てあるものは法故に処はなはだ焼
津といへるはなはだ海に進（つ）めづさに
性（たぜん）なれば海に海にあせるものを
はなはだ是ちいさき海はよりたちまち
ものをもて法へて海中にいりて

（藏元）
（高言）

あの海風たちまちに王船（ふね）たち
まちにもてる海のうちより時に王もちのびま
ちる妻（をとめ）海の第（たなそこ）に梅姫（ひめ）と穂積氏
忍山宿禰乃むすめ王を海
海にいれ今風なく浪やくて王船を
たすけんとすれば海神（わたつみ）の心なき
神のもとに妻の身はなはだ王乃命（みこと）に海のなか
て海をいるるなく海にいれて
なるはあり日本紀入ぬあの海に死なる

（景風）

海を航りて渡りたまふ故時の人
其海に当りて水を渡りたまふ
駝
に海の中に尊を入れたまふ
渡りて入たまふ時大鏡に王
船に乗りて海路より
てしまふ玉に
渡りたまふ時に
蝦夷
賊首
あまつ神国に
竹
船に乗りて王船に

乗りあひたまふ
ちはやぶる神の姓名を問
人倫に
人神子
く吾はあ
らはさ
世嚴に
波に
王船に

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]
志ものの故[illegible]給[illegible]
服罪
[illegible]
首師
[illegible]蝦夷[illegible]
[illegible]日高見
平
[illegible]国[illegible]
西南
[illegible]の国[illegible]酒折宮に
[illegible]時[illegible]
歌[illegible]侍者[illegible]
[illegible]

[illegible]
時[illegible]せ[illegible]王歌[illegible]
續て歌[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
宮[illegible]勅部[illegible]大伴[illegible]
[illegible]武日[illegible]
[illegible]尊[illegible]
山
首

[illegible]
の國より此國迄[illegible]
[illegible]
[illegible]

とくけ尊とうらに成給ふ
とるゝ太山に成給ふ峯に
ゐる清の神ゝ山中に成給ふ山の神
玉に成給ふ海の神
なりて王に成給ふ王あ国
給て弓矢の蒜の王あ国
しるけ給ふ弾
はるゝ王の神に服して
所に成給ふ時に物の
ありて王に成給ふ
のまに行給ふ出る
給ふ吉備の武彦
如是ようさまの大
然る神の氣の
大に成給ふ後に
山の神ゆゝの蒜の人に成給ふ馬
めるに成給ふ神の氣あ
風の尊に成給ふ

あそうり氏のむすめ宮笠媛に娶て
生て海ゆて月に元給はる
吹山に荒る神あり
ちるそもそも劔に抜いて家こを
さてかちより徒行て伊ぶき山に
あ海ゆる山に神あり大蛇化
ちとりよりや海に生る尊主神に
あるからいよ元去ぬめて海あり
くらみあるちるうるる神に法ひ

なるん見てる主神に法いらぬ
そそに法ちるむ行るもの毎ゆ
蛇に法ゆて行て時ゆ山に神雲
に法ゆて水に法ぬ山に法谷く
ちるよく行へき路なるちるゆ
いそそに法ふるんそちるに法ゆ
雲に法ゆて行ゆ方ゆ
ゆに法ゆる元ゆ海ゆ
そそに元ゆる山下に泉

樓遑

[illegible]
[illegible]を
[illegible]飲[illegible]
[illegible]
[illegible]居醒(いさめ)の泉[illegible]
[illegible]
[illegible]給[illegible]
[illegible]痛身
[illegible]
[illegible]
[illegible]家[illegible]入[illegible]
[illegible]伊勢[illegible]
[illegible]給[illegible]尊[illegible]
[illegible]昔
[illegible]濱[illegible]給[illegible]

[illegible]進食時一乃津[illegible]松乃
下[illegible]給[illegible]井[illegible]
今[illegible]去[illegible]
[illegible]故歌
[illegible]
[illegible]
[illegible]

等成とて神宮をんめてとりのよ吉備乃
武彦(たけひこ)ゆまくしてて天皇をゆまくて
くに良(ながれ)ものもとに天朝をけてて
命
あけ万代にのこる世に神をよ
夫　忍
をくしあるをふるをくしをえいとは
のをよくて地むとをけ物あ
荒
ふる神成のつくるをよ
調
甲成ゆを地成れをいてけてて
奴ふ後ふ仕ふれの日いけをゆ

天朝(みかど)をうるゆ
ゆをくしをくて天命(いのちのさづけ)
ゆをくにいくて隙駒(いまのひとこま)をえて
ゆをくにて曠野(あらの)をゆて誰をうく
をくをゆ身をせんをゆん
やあ万あるゆをくをゆをくをゆ事
ゆをくをゆ給をゆ野に
をれ給を時を年三十天皇(すめらみこと)
寝(ねる)をくて席(むしろ)ゆを食(をす)をくをゆ
ゆをくをゆをくをゆをくをゆ
唯明

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]給[illegible]大[illegible]
[illegible]秋[illegible]小雄王[illegible]熊[illegible]衣
[illegible]日[illegible]
[illegible]
[illegible]左右[illegible]
[illegible]
[illegible]
賊[illegible]愛[illegible]
[illegible]入[illegible]一日[illegible]
[illegible]

[illegible]日[illegible]何[illegible]
[illegible]何[illegible]
[illegible]今[illegible]誰人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]伊勢[illegible]能[illegible]衣野[illegible]
[illegible]時[illegible]
[illegible]陵[illegible]國[illegible]
[illegible]給[illegible]

て御衣(みそ)を脱(ぬ)ぎ捨(すて)て、死骸(しがい)を抱(だき)て白鳥(しらとり)の陵(みさゝき)に葬(はふむ)りまつる。時(とき)に其(そこ)の琴弾(ことひき)の原(はら)に、其処(そこ)より飛(とび)て、白鳥(しらとり)の陵(みさゝき)に停(とまり)ぬ。因(よりて)て亡(なき)人(ひと)の魂(たましひ)、化(なりて)て白鳥(しらとり)と成(なり)て、天(あま)に翔(かけり)ぬ。其処(そこ)より陵(みさゝき)を開(ひらき)て、其(その)骸(むくろ)を出(いだ)すに、更(さら)に白鳥(しらとり)の如(ごとく)にして、飛(とび)て天(あま)に上(のぼり)ぬ。徒(たゞ)に衣(きぬ)

冠(かんむり)のみ、空(むなしく)に遺(のこ)りて、屍(かばね)無(なし)。于(ここに)時(とき)に、倭(やまと)の国(くに)、悉(ことごとく)に大(おほ)に驚(おどろき)て、使(つかひ)を四(よ)方(かた)に分(わかち)て、追(おひ)て求(もとめ)しめ給(たまふ)。

天皇(すめらみこと)、践祚(せんそ)

四十三年

五十一年春正月、武部(たけべ)を遣(つかはし)て、招(まねき)て宴(うたげ)したまふ。

秋の日、天皇(すめらみこと)、皇子(みこ)倭建命(やまとたけのみこと)に、数日(あまたのひ)を経(へ)て、時(とき)に皇子(みこ)、参(まいり)て、天皇(すめらみこと)に、庭(にわ)に立(たち)て、其(その)由(よし)を白(まうす)。

[illegible]

[illegible]日[illegible]其宴樂

[illegible]國家[illegible]

[illegible]墻閣

[illegible]故川下[illegible]

[illegible]非

[illegible]給[illegible]時[illegible]天皇

[illegible]物然

[illegible]寵給[illegible]秋八月[illegible]朝[illegible]

[illegible]日[illegible]尊[illegible]皇

太子[illegible]給[illegible]日武内宿禰[illegible]棟梁之臣[illegible]給[illegible]今[illegible]國[illegible]年貢市[illegible]

[illegible]神宮[illegible]所[illegible]喧嘩[illegible]出入禮[illegible]時[illegible]命[illegible]

[illegible]神宮[illegible]

[illegible]朝庭[illegible]進上

[illegible]御諸山[illegible]

いまし伊勢の時に神山
に[illegible]薩里よりあひよりあひ人
あり[illegible]天皇きこしめ
[illegible]
の神山に[illegible]
とあり心あり中國より
故其[illegible]邦畿
の外よりあり是いまに
き伊せあり立國に佐伯部の

祖なり[illegible]尊兩道入姫
皇女に要て妃[illegible]王次女
足仲彦天皇次女布忍入姫命次女稚武王
に生ませり兄いなのりに王いこれ
大上君武部君[illegible]二國の[illegible]祖
なり又妃吉備武彦のむすめ吉備穴戸
武媛大泉津[illegible]王と十城別王に生
せり兄武卯王[illegible]
[illegible]綾君
[illegible]十城王いこれ伊[illegible]

別に君乃いらつかの妃穂積臣忍を
山背稚子乃むすめ第枝媛まうけしこの王に
生まれり

五十二年夏五月元旦朔の日
日皇后大海の大郎姫なれまして
秋七月朔甲子の日
八坂入媛命に立て皇后と給
五十三年秋八月朔天皇まうけ
くちなんこと愛

みて志賀に行幸しこの日海人や小船
顧
かくれ小雄王乃こむ国に見えず
くあるもこの月葉椎伊せ入まして
東海に入ます冬十月こと国に
りまして行幸あるもの給
この時覚賀島に行幸して共島
のうくちに行幸して共島
備中に出まして白嶺に行幸
に居住の石磐石鹿六鴈蒲に

[illegible]白玲[illegible]膾[illegible]
[illegible]故六[illegible]臣[illegible]功[illegible]膳大伴部
[illegible]十二月[illegible]国[illegible]
[illegible]伊せ[illegible]
宮[illegible]
五十四年秋九月[illegible]朝[illegible]
[illegible]日伊せ[illegible]
向[illegible]宮[illegible]
五十五年春二月[illegible]朝[illegible]

[illegible]の日彦狭嶋王[illegible]東山道十五国の都督に
拜[illegible]是豊城命乃絲[illegible]春日[illegible]
穴咋のむ[illegible]
せ[illegible]の時[illegible]国[illegible]玉
[illegible]
の戸[illegible]上野国[illegible]
五十六年秋八月御諸別王[illegible]
[illegible]父[illegible]王住所
[illegible]東

[illegible]
王天皇[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
兵[illegible]
[illegible]
遏等叩頭[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
事[illegible]
[illegible]
五十七年秋九月[illegible]
[illegible]
令[illegible]田部[illegible]
五十八年春二月[illegible]
[illegible]日[illegible]

[illegible]せられ高宮穂宮に御[illegible]
六十年冬十一月[illegible]
[illegible]日天皇[illegible]
時に年一百六歳

雄足彦天皇

成務天皇

[illegible]天皇は大[illegible]
[illegible]の天皇は[illegible]
母[illegible]八坂入姫命に御[illegible]
皇子[illegible]大[illegible]乃天皇四十六
年に[illegible]太子[illegible]給年二十四六十年冬十二
月大[illegible]天皇[illegible]
元年春正月[illegible]日
皇太子[illegible]太

藏かの氏初めて
二年冬十月こしのくにの朝倉の
日大あめ初て天皇はやまの国の山過れ
道上れみこさにたちまちさきはば
あめ下皇太后こと
三年春正月朝倉の宮に朝まします
日武内宿禰（たけのうちすくね）大臣（おおおみ）こと給ふ
天皇と武内宿禰と同日生まる故こと
めこと給ふ

四年春二月初て元号を朝倉と
たまふ秋七月皇大雨初の天皇
さ聰明神武録（つぶ）あけ聞（きこ）ゆ
天地開けしより未だ正
しかるに
未だ道逆
あらず
晉天平土
皇氣懐霊何
嗣（つぐ）あるべし
非得処今暖（あた）
風疫（えき）

[illegible]
[illegible]
[illegible]（野）
[illegible]（首渠者）
[illegible]
首[illegible]
[illegible]
中一巡の蕃屏[illegible]
五年秋九月諸国[illegible]今[illegible]国部と造
長[illegible]県邑より稲豆[illegible]（君長）
[illegible]（稗）

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]（陽）
[illegible]（影面）
[illegible]（佐）
[illegible]（背面）
[illegible]（百姓）
居[illegible]
四十八年春三月[illegible]（無事）
[illegible]
六十年夏六月[illegible]

日天皇崩時年一百七歳

日本書記巻第八

仲哀天皇

足仲彦天皇

天皇八日本武尊二
妃
[illegible]
[illegible]
[illegible]

天皇御宇二十六年天皇崩御
年秋九月丙午朔己酉
日葬于狭城盾列陵
元年春正月丙午朔己未
秋九月己酉
皇太后崩
冬十一月己巳朔己酉
狭城

[illegible]
天王
神霊白鳥
一日成
白
陵の先
池
養
諸國
歴
白鳥
閏十一月
越國

去りて山鹿城に帰りて
ありしかども河内に
ありける時に
芦髮 蒲別
乃白鳥城に
云いけるを
ゆく白
鳥の人に云天皇父王に憑
養 押
故これ
に越の人に云去りて
黒鳥なん

去りて白鳥城に去
ぬ人まして天皇に
蒲見別王に
礼に給て兵卒に
天皇に霊母第に時に人云父に是
天に兄に君に
君に
王申

国立公文書館
National Archives of Japan

二年春正月[illegible]朔[illegible]の日
氣長足姫尊[illegible]給是
[illegible]叔父彦人大兄のむすめ大中
姫[illegible]妃[illegible]
[illegible]生[illegible]来熊[illegible]
や大さらぬ[illegible]
誉屋別[illegible]生[illegible]二月[illegible]
[illegible]朔[illegible]角鹿[illegible]
[illegible]行宮[illegible]

[illegible]の宮[illegible]月[illegible]
[illegible]三月[illegible]
朔[illegible]卯の日天皇[illegible]國[illegible]
[illegible]皇后[illegible]
[illegible]給[illegible]
[illegible]
[illegible]行[illegible]國
[illegible]徳勒津[illegible]
この時[illegible]

[illegible]天皇[illegible]國を[illegible]
[illegible]徳勒津より[illegible]
浮海より穴門より[illegible]日[illegible]
以角鹿より[illegible]
[illegible]海より[illegible]其津より[illegible]
[illegible]夏六月[illegible]
[illegible]朝の[illegible]日天皇[illegible]津より
海より[illegible]角鹿より[illegible]
行[illegible]停田の[illegible]船上に食

[illegible]海鯛魚多く船の[illegible]
[illegible]皇后[illegible]酒
給[illegible]
海人さハるに魚[illegible]
く[illegible]時に
故[illegible]処の魚六月より[illegible]
[illegible]傾浮
[illegible]秋七月[illegible]朝[illegible]日
皇后[illegible]津より[illegible]日[illegible]

き如意珠は海中より元来九月宮
室は所なくあるべきなれば
豊浦の宮に遷し
八年春正月壬子朔丙寅
の日に高市県主
許麻熊解天皇の御子
にあらずと言ひけれども
百枝の末に賢
九尋の藻を
中枝に

津の浜に流れ寄る枝は八尺瓊
及び沙歴の
奥塩の地にあるべきなり
大海の東門
西門は沒
利鳴阿用嶋は御苫屋嶋
地獄逆見の海に塩

清のまつり山庶の神より先くうて成給ふ
ゆゑいつのまつりは水門よりいでうて御船ゆ
くはなれ入給ふ熊野よりはは
はるく朕きりいよ熊野いたりて心あ
明
うてはまりうをんで船乃ゆくるくはるよ
はまりはまりはまりて御船とまむ給ふる
ゆへは日ふかきよあしうてはしる
らうてゆめうて二てら神まつ男神は
男
八大倉主はまりは女神はいはあり元
莞爾

ゆゑあの神はんらはるん
はまりは天皇とまつる禱祈たまつるものもの
扶
ゆゑ角まつる国うるる人いうむことをて
祝
てまつりまつる給ふ給
みゆ祝ふ給ふむあるはは元別船よ
別
ゆて洞入海より入たまつ走むゆて
給ふあはは元ふ時よくはまつよ
洞
ゆへまつ洞まつるはは元むつく奉りまつるは
堵御船のまつはまつるはは元ふ海

うてんの後ときに奥沼島池ありてあり
初く奥島池あり其むかしこれこの奥島池の
そばに見えそなりていうに此所
海にとけて走ものの如くすす
なるに給まく所也此
行ものあのぬのの親あや五十迹手天皇乃
いてまするにこれ
この木にてこれ船のもとなりて
上枝（うわつえ）やさくの八又瓊（にぬ）中枝（なかつえ）
海にとけて下枝（しもつえ）十
行の所にこれ
海にとけ海むのへ
よりて海にこの物にて天皇やさくの
鬼毛にて海にこの
海にて山川海（うみ）にこれ則
ちこれ十所にこれ
海にとけ海にこれ
海にとけ海にこれ
海にとけ海

平(むけ)たまへるを天皇(すめらみこと)聞こしめして
五十迹手(いとて)に仰せ給ひて
故時の人
伊予の國に
今伊覩(いと)
日の
儺縣(なゆあがた)
檀(まゆみ)
宮
秋九月
熊襲衣(くまそころも)
神

詔(うけ)給ひ
天皇(すめらみこと)
熊襲(くまそ)
襲(そ)
元
美女(むすめ)
眼炎(まなこ)
其
金銀(こがね)
新羅(しらき)
拷(たぐ)
衾(ふすま)
給ひ

又手血ぬる事国をのこす事海中自
服ふしたまふべきなる海くに海そこ眼
ふいなん其祭よい天皇乃御船ぬあ
なよのあい直践たれて海つまる水田
名と大田といよられ物ぬてまいる
あまつ天皇神ぬみ言ぬてんてう
あるもの天ぬ海ますすれたた
とく岳ぬけあとるる大海みぬ望世
ま初ぬくとぬま国ぬ天まる

天皇神ぬあくへとたてまくと
朕天あまとまる海のみぬて国なあ
ま大そくま国あんぬ誰の神ぬいた
ま朕ぬあくむと給ま秋皇祖天皇
あたまくあまるぬたみぬ
いくむまつり給ぬあれる神ま
ぬくや時ま神まくそぬまの
あぬくあまつ水ぬけ乃まくまふ押伏
せく我天る所の国ぬんて国なまぬ

[illegible]給ふそれ
いまし[illegible]汝王[illegible]信
[illegible]其国[illegible]
[illegible]今[illegible]昭
[illegible]其子[illegible]
[illegible]天皇[illegible]信[illegible]
[illegible]熊襲[illegible]給ふ[illegible]給
[illegible]
九年春二月[illegible]朝[illegible]乃

[illegible]乃日天皇[illegible]給ふ
[illegible]日[illegible]時
[illegible]五十二[illegible]神の[illegible]吉
[illegible]給[illegible]
一云天皇[illegible]給
[illegible]乃矢[illegible]給ふや
[illegible]皇[illegible]后[illegible]武内宿[illegible]大臣
[illegible]稱天皇の表[illegible]給天下[illegible]
[illegible]大臣[illegible]中臣[illegible]乃

爲賊津乃むらし連大三輪大友主君の
の乃膳臣乃むらし大伴の連の
うじよみこと乃ゆゑ今天下
いまし天皇の命とうけたまはる
百姓
命令をもちて四方乃人民
百寮
世に法令を設け宮中に
あるいは天皇の御
内侍
武内宿禰
先門

宮中
殯
元火
殯斂
元年の日大臣
武内宿禰の命をうけたまはり
新羅の役より
天皇に給ふ

内閣文庫圖書之印

内閣文庫圖書之印

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan